

「コンサドーレ札幌」関東地区後援会 規約改正（案）

1. はじめに

「コンサドーレ札幌」関東地区後援会 規約 の改正について、提案いたします。

2. 背景

「コンサドーレ札幌」北海道後援会が 2012 年度（2013 年 3 月）をもって解散する運びとなりました。これにより、現行の後援会会員という枠組みが無くなり、関東地方在住の後援会会員による組織という本会の組織構成を見直す必要があります。

今回、新たな会員の定義を設け、それに伴い、意思決定の進め方についても見直す方針といたしました。

- 新たな会員の定義として、資格は問わず（会費の徴収を行わず）、会の趣旨と規約に賛同する者とする
- 関東地区後援会の意思決定機関を役員会とする
- 報告と意見交換の場として、総会（参加自由）を継続する

承認の程、よろしく願いいたします。

3. 改正案 全文

「コンサドーレ札幌」関東地区後援会規約

(平成 25 年 2 月 23 日	第 3 条	改定
	第 4 条	改定
	第 5 条	改定
	第 5 条 第 2 項	削除
	第 6 条 第 2 項	改定
	第 7 条	改定
	第 10 条	改定
	第 11 条	改定
	第 12 条	改定
	第 14 条	改定)

(名称)

第 1 条 この会は、「コンサドーレ札幌」関東地区後援会（以下「本会」という。）と称します。

(管轄地域)

第 2 条 「本会」は、関東地方全域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）を持ってその範囲とします。

(目的)

第 3 条 「本会」は、北海道フットボールクラブ株式会社（以下「HFC」という。）の公認組織として、「コンサドーレ札幌」の発展を支援することを目的とします。

また、「コンサドーレ札幌」の応援活動を支援し、親睦並びに交流を深めることを目的とします。

(事業)

第 4 条 「本会」は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとします。

- (1) 管轄地域の団体、個人等への「HFC」支援金の募集
- (2) チームのPRに関すること
- (3) 「HFC」と共同して行う事業及び、その他、目的達成に必要なこと

(会員および会費)

第 5 条 「本会」の会員は会の趣旨に賛同し、本規約に同意する者とします。

また、会費については、徴収しないこととします。

(組織)

第 6 条 「本会」に次の役員を置くこととします。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 数名
- (3) 理事 数名
- (4) 監事 2 名

2 「本会」の事務を処理するために事務局及び会長が指名する事務局長を置き、事務局は役員会が決定した業務及び予算を執行するものとします。

なお、事務局の連絡先は役員会で決定し公開します。

(役員を選任)

第 7 条 役員は、「本会」の役員の推薦に基づき、役員会において選任します。

2 役員任期は、その就任の日から 2 年間とします。ただし、補欠または増員で就任した役員任期は現任役員任期と同一とします。

また、任期満了において次期役員が選任されていない場合は、次期役員が選任されるまで

の期間、任期を延長します。なお、再任は妨げないものとします。

(役員職務)

第8条 会長は、「本会」を代表し、会務を統括します。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行します。

3 理事は、「本会」の事業の企画運営にあたるものとします。

4 監事は、会計の監査を行うものとします。

(顧問)

第9条 「本会」には、顧問を置くことができます。

2 顧問は、役員会において推薦し、会長が委嘱します。

3 顧問は、「本会」の運営について、必要に応じて意見を述べられることとします。

(会議)

第10条 会議は、総会及び役員会とします。

1 役員会は、役員および、会長が必要と認めた者で役員が同意した者で構成します。

2 総会は、参加を希望する会員によって構成し、役員会においての決定事項を報告し、広く意見を集めるものとします。

(会議の議決)

第11条 役員会の議事は、出席した者の過半数をもって決めます。

(運営費)

第12条 「本会」の運営費は、寄付金、並びにその他の収入をもって充てるものとします。

(会計年度)

第13条 「本会」の会計年度は、毎年2月1日から翌年1月末日までとします。

(規約の改正)

第14条 この規約は、役員会の議決を持って改正することとします。

(その他)

第15条 この規約に定めのないものは、役員会において別に定めるものとします。

(附則)

- 1 この規約は平成18年3月25日から施行します。
- 2 「本会」の設立当初の役員は、第7条の規定にかかわらず、その任期は平成19年2月28日までとします。